

特定接種の登録等について

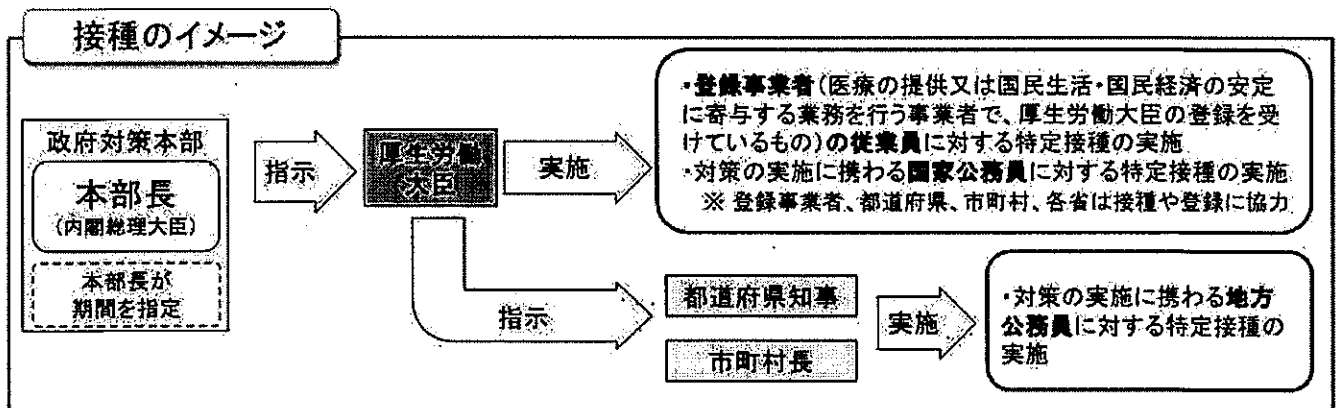
平成30年3月30日

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本となる考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらを踏まえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めている。

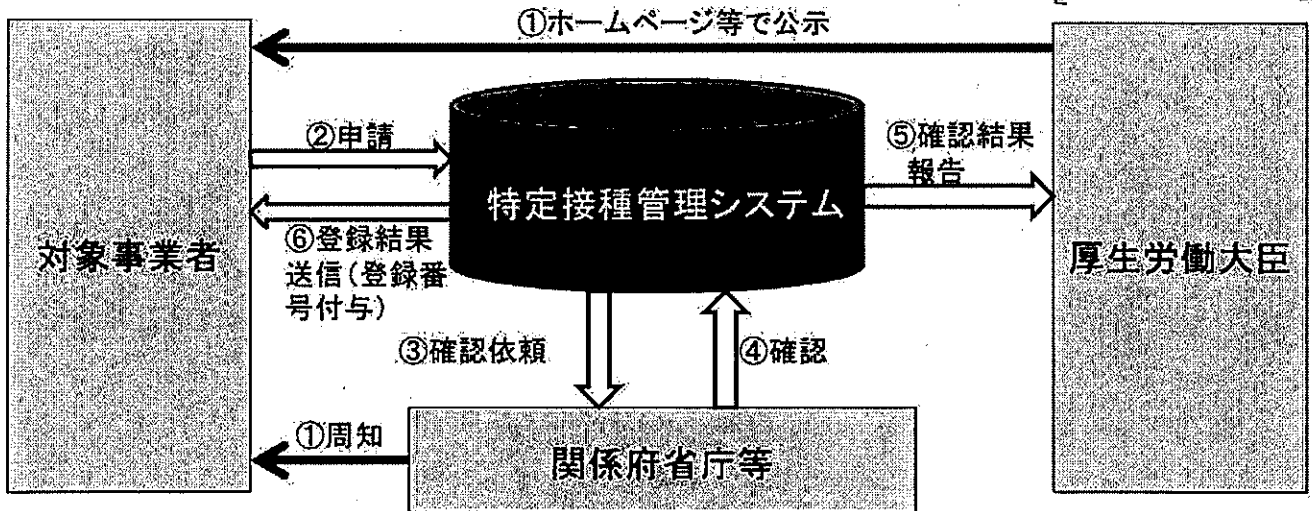
留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種管理システムの概要

【事業者登録業務】

注) 白の矢印は、システムによる連絡



- ※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。
- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
 - ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
 - ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者へ通知。
 - ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
 - ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
 - ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。

3

特定接種の接種順位の考え方

- 特定接種対象者の範囲や総数、接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるべきものである。ただし、発生時に速やかに接種体制を整備するために、接種順位の基本的な考え方を整理したもの。
- 接種順位について、特措法上の公共性・公益性の高さに応じて整理すると次のようになるのではないが、※特定接種が全て終わらなければ、住民接種が開始できないというものではない。

| 類型 | | 業種 | 接種順位 |
|------------------------|----------------|--|-------|
| 医療分野 | 新型インフルエンザ等医療型 | 新型インフルエンザ等医療 | グループ① |
| | 重大・緊急医療型 | 重大・緊急系医療 | |
| 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 | | 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者(注1) | グループ② |
| 国民生活・国民経済安定分野 | 介護・福祉型 | サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所 | グループ③ |
| | 指定公共機関型 | 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業 | |
| | 指定同類型(業務同類系) | 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業 | |
| | 指定同類型(社会インフラ系) | 金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、 | |
| その他の登録事業者 | | 飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業、 | グループ④ |

(注1)

- ※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。
- ※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。
- ※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

4

特定接種の初回登録(報告)者数

- 特定接種の登録(報告)者数は、**合計568万人**。
- 合計人数が1,000万人を超えないため、総枠調整は行わない。
- ※国はブレパンデミックワクチンを毎年1,000万人分備蓄している。

| 類型 | | 業種等 | 登録(報告)者数 |
|------------------------|------------------------|--|----------|
| 医療分野 (A分野) | 新型インフルエンザ等医療型 (A-1) | 新型インフルエンザ等医療 | 210万人 |
| | 重大・緊急医療型 (A-2) | 重大・緊急系医療 | 15万人 |
| 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 | | 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者 | 97万人 |
| 国民生活・国民経済安定分野 (B分野) | 介護・福祉型(B-1) | サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所 | 40万人 |
| | 指定公共機関型 (B-2) | 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業、医療機器販売業、医療機器貸貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業 | 158万人 |
| | 指定公共機関同類型 (B-3) | 医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業、医療機器販売業、医療機器貸貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業 | |
| | 社会インフラ型 (B-4) | 金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、 | 2万人 |
| | その他(B-5) | 飲食品卸売業、飲食品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業 | 46万人 |
| 合計 | | | 568万人 |

5

今後のスケジュール

平成29年度 (図1)

- 対象事業者の登録/通知
⇒対象事業者を登録後、システムを通じて随時事業者に通知(4月上旬頃まで)。
- 厚生労働省Webサイトで公表(3月30日予定)

平成30年度 (図2)

- 登録内容の修正
⇒登録済みの事業者について、登録内容の修正申請を受付。
- 申請内容の審査再開
⇒登録申請があった事業者の申請のうち、申請者との調整及び確認担当部署での確認が今回の登録時までには終了しなかったものについて、申請内容の調整・確認作業を再開。

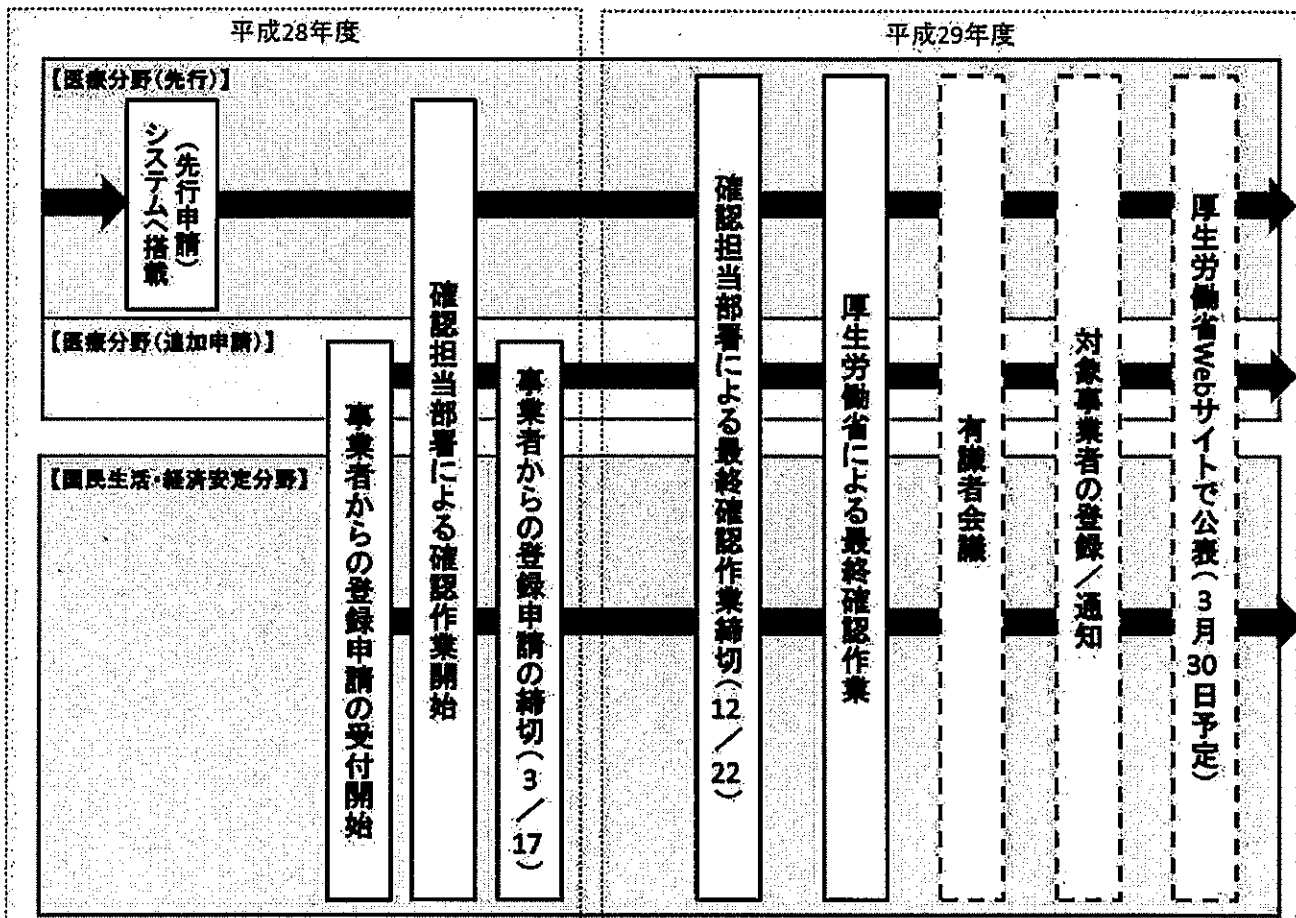
平成31年度 (図2)

- 新規登録
⇒登録申請をしなかった事業者について、新規登録申請を受付。

※第7回社会機能に関する分科会(平成24年12月27日)では、登録人数が1,000万人を超えた場合には、総枠調整率を設定することとされた。今後、1,000万人を超えた場合には、改めて開催を予定。

6

特定接種の手続きフロー図-1



特定接種の手続きフロー図-2

